

**入札制度の改革について ～時系列でのまとめ～**

平成25年1月16日更新

■平成10年12月 予定価格の事後公表

■平成14年 1月 一般競争入札の試行

■平成15年 1月 予定価格事前公表試行  
予定価格1千万円以上の工事の3割程度

※ 競争性の確保と落札率の改善効果を検証し、できるだけ早い時期に本格的に実施したい。

■平成15年 4月

- 一般競争入札本格実施（対象工事拡大）
  - 土木一式 5億円以上（試行時10億円以上）
  - 建築一式 7億円以上（試行時15億円以上）
  - 設備工事 2億円以上（新規）
  - 造園工事 1億5千万円以上（新規）
- 業者格付基準及び業者別格付結果の公表

■平成15年10月 入札・契約制度改革 ～市政改革の前倒し実施

1. 透明性、競争性の確保
  - 一般競争入札の導入範囲を順次拡大する。  
予定価格8千万円以上の工事を対象とする  
（16年度からは、5千万円以上の工事まで範囲を拡大）
  - 指名競争入札を行う工事は、指名業者数を大幅に拡大する。
  - 全ての入札の予定価格を事前公表する。
  - 入札参加業者名を事後公表に
  - 全ての工事の入札に最低制限価格を設定する。
  - 予定価格1千万円以上の工事は工事費内訳書の提出を義務付け
2. 電子入札の早期導入に着手（17年度全面稼働を目指す）
3. 談合防止策の強化
  - 違反者への罰則の強化（指名停止期間の延長、違約金、損害賠償など）
4. 入札監視委員会の設置、秘密保持の徹底
5. 情報の積極的な公開

- 平成15年12月 新潟市入札監視委員会設置
  
- 平成16年4月
  - 一般競争入札を5千万円以上に拡大
  - 工事成績評定を改正して工事品質の確保に努める。
  
- 平成16年6月 建設工事の最低制限価格を1本毎に設定する方式に変更
  
- 平成16年9月 工事点検パトロール隊を設置して、工事現場の適正な管理の点検を強化
  
- 平成16年11月 除雪協力業者への優遇策開始
  
- 平成16年12月
  - 新潟市入札監視委員会が「新潟市の入札・契約制度改革への提言」を市長に提出
  - 新潟市入札談合等関与行為調査委員会が「報告書」を市長に提出
  - ※ 原則として、上記の提言に基づき順次改革を進めていく
  
- 平成17年1月 工事の最低制限価格を事後公表
  
- 平成17年4月 電子入札を全面稼働  
(予定価格5千万円以上の一般競争入札が対象)
  
- 平成17年8月 新潟市入札監視委員会を拡充  
(公取OBの大学教授、公認会計士を増員)
  
- 平成17年9月 建設コンサルタントへの発注基準策定
  
- 平成17年10月 「新潟市における法令遵守の推進等に関する条例」施行  
審査委員会(旧指名委員会)に助言者として入札監視委員出席
  
- 平成18年1月 予定価格の事後公表試行  
予定価格1千万円以上の工事の概ね3割程度
  - ※ 予定価格の事前公表により、最低制限価格の推察のみで入札を行うなど、適正な積算ができない不良不適格業者の入札参加を防ぐ観点から試行を実施、

本格実施等を検討する。

土木一式については、平成18年9月から概ね6割に拡大

- 平成18年 2月 適正な施工体制について周知徹底  
市発注工事の請負業者に対し、地元業者活用、下請契約の締結（下請保護）、一括下請け禁止等、適正な施工体制について周知徹底を図る。
- 平成18年 4月 指名停止等措置要領の改正  
談合防止策等として、指名停止期間の延長、入札参加資格の取消等罰則を強化
- 平成18年 9月 総合評価方式入札の試行  
公共工事の品質確保のため、技術提案、施工実績等価格以外の要素も考慮した入札を試行し、徐々に拡大する。  
土木、下水道、造園、管工事で各1件、計4件を試行
- 平成19年 4月 政令市移行に伴う一般競争入札及び電子入札範囲の拡大
  - 入札方式の区分
    - 一般競争 予定価格1千万円以上
    - 指名競争 予定価格1千万円未満
  - 区役所発注権限
    - 建設工事 予定価格5千万円未満
    - 建設コンサルタント 予定価格1千万円未満
  - 電子入札範囲の拡大
    - 建設工事 予定価格1千万円以上（一般競争入札）で一部試行
    - 建設コンサルタント 予定価格1千万円以上で一部試行
- 平成19年10月 電子入札範囲拡大
  - 電子入札範囲の拡大
    - 建設工事 予定価格1千万円以上（一般競争入札）で完全実施  
予定価格1千万円未満（指名競争入札）で一部試行
    - 建設コンサルタント 予定価格1千万円以上で完全実施  
予定価格1千万円未満で一部試行

■平成20年 4月 電子入札の完全実施

- 建設工事 予定価格250万円以上
- 建設コンサルタント 予定価格100万円以上

■平成20年 5月 入札・契約制度改正

- 総合評価方式入札の拡大
- 土木工事で予定価格の4割程度の実績要件を設定
- 舗装施工体制の確認（稼動可能な舗装機械の所有等）
- 一定の工事成績を得た企業（技術者）のみを参加対象とする案件の設定
- 区内本店Aランク企業が参加できる入札を一部実施
- 区内企業新規参入拡大のため小口径推進工事の区発注工事の施工実績に、JV構成員、下請実績を追加試行

■平成20年 8月 建設コンサルタントの一部に最低制限価格変動制試行

■平成20年 8月 予定価格事後公表の拡大

- 一般競争入札
  - 土木一式工事 概ね6割から8割に拡大
  - ほ装工事 概ね3割から8割に拡大
  - 上記以外 概ね3割
- 指名競争入札
  - 全ての工種 概ね3割

■平成20年 9月 ほ装工事の予定価格事後公表の拡大

- 指名競争入札
  - ほ装工事 概ね3割を8割に拡大

■平成20年11月 区発注工事の入札参加要件の見直し

- 土木一式工事（下水道推進を除く）のAランク企業の参加拡大
  - 予定価格3千万円以上の工事のうち、市の道路除雪・排雪協力企業限定入札を一部案件に設定
- 下水道小口径推進工事の参加要件拡大
  - 1 推進延長30m以上の推進施工実績にJV構成員及び下請実績も追加し、また、実績がなくとも土木一式工事の工事成績75点以上優良企業の参加も追加し試行。

- 平成20年11月 建設工事の最低制限価格を暫定的に平均2%引き上げ
  
- 平成20年12月 前払金対象工事の拡大（250万円超全て）  
中間前払金制度導入  
建設工事の債権譲渡の承諾に関する事務取扱開始
  
- 平成21年 4月 前払金支払割合の拡大  
1億円を超える部分を40%に拡大
  
- 平成21年 5月 入札・契約制度改正
  - 一般競争入札における発注基準改正  
土木工事，下水道小口径推進工事，造園工事
  - ほ装工事の入札参加要件見直し  
舗装機械の所有（3年以上の長期リース含む），作業班の有無，一級舗装  
施工監理技術者の配置
  - 除雪協力業者限定入札の実施
  - 成績・実績重視入札の実績要件の見直し
  
- 平成21年 9月 建設コンサルタントの試行拡大
  - 建設コンサルタントの全てに最低制限価格変動制試行
  - 予定価格1千万円以上の一部で予定価格事後公表試行
  
- 平成22年 2月 建設工事の最低制限価格をさらに一律2%引き上げ
  
- 平成22年 4月 入札・契約制度改正
  - 土木一式工事の一部で工事成績80点以上の企業限定入札の試行
  - 舗装機械所有の厳格化  
予定価格1千万円以上：アスファルトフィニッシャ，モータグレーダの2  
種を所有又は長期リース  
予定価格3千万円以上：上記2種に加え，マカダムローラ，タイヤローラ  
の4種を所有又は長期リース
  - 市内本店限定入札の新設  
予定価格1千万円以上3千万円未満の工事の一部に，市内本店に限定した  
地域要件の設定

- 平成22年 5月 建設コンサルタントの制度見直し
  - 最低制限価格変動制の見直し
    - 失格と変動制の設定方法見直し
  - 前払金の対象範囲拡大
    - 設計金額100万円超（税込）の全てに拡大
  
- 平成22年 5月 建設工事の最低制限価格設定方法の見直し
  - （一律2%→平均2%）
  
- 平成22年10月 電子くじの改良
  - ハッシュシードに応札者全員の入札時間の秒を合計した数値を元数値に追加
  
- 平成23年 1月 積算疑義申立制度開始
  - 予定価格1千万円以上（予定価格事前公表を除く）
  - 対象工事：土木一式工事（下水道工事含む）、舗装、造園工事
  
- 平成23年 1月 建設工事の最低制限価格をさらに一律2%引き上げ
  
- 平成23年 4月 小口径推進工事の成績重視案件の要件変更
  - 実績要件を当初請負金額から変更請負金額に変更
  
- 平成23年 5月 建設工事の最低制限価格設定方法の見直し
  - （一律2%→平均2%）
  
- 平成23年10月 入札・契約制度改正
  - 小額工事を総合評価方式の対象外に
    - 建築一式5,000万円未満、土木・電気・管等2,500万円未満の工事
  - 総合評価方式の際、JVの代表者に加えて構成員全員を評価の対象に加える
  - 下位ランク格付け企業限定の一般競争入札を試行（建築一式・土木一式）
  
- 平成23年12月 高額案件の受注回数制限の試行
  - 予定価格3億円以上の工事を3件受注した企業の入札参加を制限
  
- 平成24年 4月 入札・契約制度改正
  - 受注回数制限の本格実施

予定価格3億円以上の工事を3件（※市外業者にあつては1件）以上受注した企業は、当該年度中の同金額以上の工事の入札に参加できない

- 予定価格の事後公表の拡大  
土木工事：原則全て 建築工事：65%程度
- 入札手続き期間の短縮  
5千万円以上1億円未満の工事について、入札公告日から入札締切日までの期間を5日短縮（20日間⇒15日間）

■平成24年 7月

- 建設コンサルタント最低制限固定制の試行
- 建設工事の最低制限価格設定方法の見直し

■平成24年10月

- 現場代理人の常駐義務を緩和
- 無受注企業対象入札の試行  
市内に本店を有する企業で、当該年度内に1度も受注したことがない者を対象とした一般競争入札の試行
- 最低制限価格を1万円単位とした建設工事一般競争入札の試行  
総合評価方式入札案件を除く土木一式工事、舗装工事、造園工事の一部